

2018年4月25日

会計調査委員会最終報告書のポイント

第1 様々な不適切・違法な支出について（今回指摘分合計約1億3千万円）

1 水田宗子前理事長に対する退職金の支給

- ・前理事長は、退職の事実がないのに、平成20年3月14日退職金の支給決定を行い、同年4月24日に1億620万円を支給させた。
- ・この時点で理事長、学長、教員を辞任しておらず、理事長の独断、裁量による個別的な決定に基づく支給であり、理事会決議もなく、私立学校法第36条第2項、第40条の5に抵触する違法な支出であり、著しく不適切な支出である。
- ・常務会記録は後から改ざんされたものであり、理事長と学校法人の利益相反行為であるのに、特別代理人の選任行為もない。また予算計上もしていない。

2 平成27年夏のアメリカ出張について（経費支出約128万円）

- ・通常の海外出張と計画、内容の面で大きく異なり、相手方と面談した事実が確認できず、業務の実績を確認できない。また経費の領収書がなく、支出を学校法人の職務と認めるのは困難である。

3 水田家・親族に対する法事費用等の支出

- ・平成18年度から28年度までに、水田家の法事費用を現金で1,910万円支出している。水田三喜男氏のお盆、命日に50万円、お彼岸30万円などの高額支出を行っている。学校行事でもなく、社会通念上基準を超えた支出であり、極めて不適切な支出である。

4 名誉理事長の三周忌偲ぶ会の約244万円の支出

- ・三周忌の偲ぶ会への学校法人の支出は、公私混同であり不適切な支出である。

5 鴨川市所在の土地の現物寄付

- ・親族からの土地の寄付約70万円に対し、お礼として100万円を支払っているのは理解不能で不適切な支出である。

第2 鶴沢氏らの刑事告発及び森氏の横領事件に対する学校法人の対応

1 鶴沢氏らによる刑事告発等に対する学校法人の対応

- ・前理事長は鶴沢氏らの告発や文書の配布に対して、名誉棄損で告訴するなど毅然たる態度を取るべきであるのに、そうしていない。また法律顧問事務所が調査の段階で指摘している学校法人運営の改善策を真摯に受け止め、改善策を履行すべきであるのに、履行していない。

2 森事件に対する対応

- ・事件発覚前、森氏の不正を察知しながら法人として対応しなかったこと
- ・森事件について、法律顧問である森田・山田法律事務所は、平成23年6月調査報

告書を出しているが、それによれば森氏は平成17年度から22年度にかけて、約1億5400万円着服横領したとされている。しかしこの調査は森事件の真相究明のための調査ではなく、また調査の段階で武富事務局長、水田前理事長から報告書にこれは記載しないでほしいなどという要請を受けたため、森田・山田法律事務所は顧問契約の解約を申し出ている。

- ・ 森氏に対する民事上の示談

平成23年12月、森氏との間で損害賠償債務承認弁済合意書を締結している。

- ・ 森氏に対する刑事告訴

文部科学省から再三にわたり森事件について刑事告訴すべきだと指導を受けていたが、なかなか告訴せず、平成28年1月やっと東京地検に刑事告訴したが、3月末に不起訴となった。

3 監査人からの指摘

- ・ 監査人の代表者であった公認会計士から、内部監査が実施されておらず、内部統制の構築・整備などについて指摘されたにもかかわらず、理事会で議論されておらず内部監査は十分に機能していなかった。

4 鵜沢文書と森事件への学校法人の対応の不適切さ

- ・ 鵜沢文書は主として水田宗子前理事長の不正行為に対する疑念であり、前理事長の職務を監督し監視する役割を持つ理事会及び監事を中心にして、真相を究明すべき厳格な対応が求められていたが、法人は十分な調査をしなかった。

- ・ 森事件を受けて、法律顧問事務所や監査人の指摘を真摯に受け止め、法人の運営・管理の仕組みを整備すべきであったが改善していない。

5 水田宗子前理事長の様々な公私混同行為について

- ・ 水田前理事長と武富前法人事務局長が結託しての不正行為は防止が困難

- ・ 前理事長の日常的な公私混同行為は理事会及び監事による監督及び監視の特別の仕組みを整備し、公益通報保護規定を制定、周知することで防止が可能であった。

第3 会計支出及び諸案件の対応の不適切さの原因

(1) 前理事長及び法人本部幹部（「経営執行部」）の法令遵守姿勢・意識の欠如

- ・ 経営執行部は法令等を遵守して経営すべき義務を負っている

- ・ 理事会軽視の姿勢

- ・ 役員報酬等にかかる決定を理事会に付議していない

- ・ 業務執行の報告の不履行

- ・ 理事会で理事長の選任決議が行われていない

- ・ 経営情報の開示・透明性の欠如

- ・ 常務会等の記録の捏造

- ・ 支払証明書の多用と捏造

支払証明は少額で香典など真に領収書がもらえない場合に限られるべきであるが、武富・斎藤両名による支払証明は、高額の支出が多く、そのほとんどが、前理事長が取り扱う支払い関係である。これは会計処理の規律を歪めるものである。

(平成23年から28年までの支払い証明書558件、合計8310万円)

・ 予算による規律の不遵守

- (2) 公益法人の経営者であることの意識・倫理観の欠如
- (3) 学内諸規定の整備不良

第4 経営執行部に対する監督・監視の機能の不十分さが問題

- (1) 理事会の理事長に対する監督する役割が不十分であった
- (2) 監事による監査が不十分であった
- (3) 評議員会の牽制機能が不十分であった

第5 ガバナンスの向上に向けた提言

- (1) 寄附行為及び倫理規定などの諸規定の整備
- (2) 理事会の機能の強化
- (3) 評議員会の機能の強化
- (4) 役員報酬の決定に関し、評議員会の関与を強化すべき
- (5) 監査機能の強化
- (6) 内部通報制度の強化
- (7) 外部有識者による委員会の創設の検討
- (8) 予算統制及び会計処理の厳格化